

《論 説》

ゲッティンゲンのイエーリング

—二つの博士号をめぐる—

堅 田 剛

ゲッティンゲン大学法学部長ルドルフ・フォン・イエーリング (Rudolf von Jhering, 1818-92) は、同じ年に二人の宰相に対して法学博士号を授与した。一人はドイツ帝国そのものを創りあげたビスマルクであり、他の一人はのちにこの帝国の幕引きに立ち会うことになるミヒャエリスである。

イエーリングは、若きミヒャエリスを明治日本の独逸学協会学校に送り出した。イエーリングは、ビスマルクの現実政治をかねがね高く評価していた。ミヒャエリスの移植した独逸学は、日本をビスマルク型の帝国へと成長せしめることになるだろう。

それもこれも、発端はイエーリングのゲッティンゲン着任にあったように思える。以下に記すのは、ゲッティンゲンのイエーリングと、二つの博士号をめぐる偶然の物語である。

I ゲッティンゲンへ

イエーリングがゲッティンゲン大学に着任したのは、1872年のことである。前任地はウィーンであった。ウィーン法学会での講演を『権利のための闘争』と題して出版したのもこの年のことである。すなわち1872年は、イエーリングの学究生活において、後半生を画する記憶すべき年となった。以後1892年に亡くなるまで、彼は20年をゲッティンゲンの地で過ごした。

イエーリングにとって、ゲッティンゲン大学は学生時代の一時期を過ごした

場所でもあった。晩年になってではあるが、彼はある書簡の中で、ゲッティンゲンについてこう触れている。

「ゲッティンゲンでの学生時代に、私はエルンスト・アウグスト王による国家基本法の転覆と七教授の追放とを見聞しました。壮年期には、生粋のハノーファーっ子としてゲオルク五世を見聞し、ギーセンでの教授時代には、隣のクアヘッセン侯国の乱脈ぶりを見聞しました。私が君主制をこうした側面から知ったからといって、それはなんら不思議なことではありませんし、当時あっては、私が王冠を戴いた支配者に対して再び深い讚美や心底からの敬愛を感じたり、君主制の熱心な信奉者になろうなどは、けっして信じられなかったことでしょう。私の見解や感情の全体における——私の全生涯をつうじての最も強力な見解や感情における——この転向こそは、ヴィルヘルム皇帝のおかげなのです。¹⁾」

イエーリングの学生生活はハイデルベルクから始まり、ミュンヘンを経て、1837年の冬学期からゲッティンゲンに移った。イエーリングはそこで「ゲッティンゲンの七教授事件」に遭遇した。そのころゲッティンゲン大学を擁するハノーファー王国はイギリスとのあいだに同君連合を形成しており、前王のもとで比較的進歩的な憲法が制定されたばかりであった。ところが王の死去にともなって同君連合が解消され、ハノーファー王にはカンバーランド公エルンスト・アウグストが即位することになった。この新王が憲法を破棄しようとしたところ、グリム兄弟やダールマンら7人の教授が公然と抗議したので、王は彼らを国外追放の処分にした。この措置に対して学生のみならず知識人たちの七教授支援運動がドイツ全土に広がり、これが結局は1848年の三月革命にもつながっていく²⁾。

先の書簡では七教授事件を見聞したとあるだけだが、実はイエーリング自身もこのときの学生運動に参加したものと思われる。というのも、オッコー・ベーレンズの皮肉な表現を借用すれば、「エルンスト・アウグストは、やがて絶対主義的な布告によってイエーリングに対して官吏試験への受験許可を拒

み、このことによって、彼を教授人生に追いやるという功績を挙げた」からである³⁾。この事件を契機に、彼はゲッティンゲンを去ってベルリンへと向かった。国王によって官途を閉ざされたイエーリングは、以後学究生活を志すことになる。官吏になれなかったことについて、イエーリングはのちに「ハノーファーの昔の騒動について弁ずる絶好の機会だったのに！」と悔しがっているが、学生運動との関わりを推測させる言葉ではないだろうか⁴⁾。

なお、書簡にあったゲオルク五世とは、エルンスト・アウグストの皇太子で、のちのハノーファー国王のことである。ゲオルクはベルリン生まれであったが、彼ら父子は「生粋のハノーファーっ子」からすればしょせんはイギリス人にほかならなかつた。ここには外国から押しつけられた国王への嫌悪感がうかがえる。もっとも、イエーリング自身は東フリースラントのアウリッヒ生まれであるから、生粋の、とは言いにくいのではあるが。それはともかく、イエーリングはクアヘッセン侯国、つまりかつてのヘッセン選帝侯国における王室の乱脈ぶりにも言及している。これは彼のギーゼン大学赴任中の出来事であったようだが、詳細はわからない。

いずれにせよ、書簡の前半部分にみられるのは、イエーリングの反君主制的な態度である。当時のドイツは、ハノーファーやクアヘッセンのような大小さまざまな王国に分立しており、このことがドイツの統一と近代国家建設の障碍になっていた。

ところが、引用部分の後半では皇帝ヴィルヘルム一世を称えて、あからさまに親君主制的な態度に転じている。イエーリングがウィーン大学で教えているあいだに、プロイセン王国によってドイツは国家的統一をなしとげ帝国へと変貌したのだが、彼の豹変はこのことと関係があるようだ。

君主制観の大転換を表明した上掲の書簡について、このへんで正体を明かしておくべきだろう。イエーリングのこの書簡は、1888年の9月15日付のもので、ほかならぬドイツ帝国宰相ビスマルク侯爵に宛てて書かれたものであった。すなわち、ビスマルクはイエーリングの70歳の誕生祝いに祝賀状を寄せており、これに感激したイエーリングからの返礼の書状なのである。

ときの最高権力者への書簡であり、しかも礼状なのであるから、ヴィルヘル

ム一世とともにビスマルク侯爵を称賛する言葉が散りばめられているのは自然なことである。だがこの事情を差し引いたとしても、ここにはイエーリングの転向に関わる重要な示唆が見出される。これをビスマルクへの追従とのみ解してはならないだろう。

「とはいえ一般人のみならず法学者もまた、閣下が与えてくださった大きな影響を自覚しております。論理的一貫性や抽象的原理なる幻影のゆえに現実的なことがらへの眼差しを失ってしまった法律学の内部で、今のところなお支配的とはいえ無益な傾向に抗しながら数年にわたって進めてきた闘争において、常にこの法学者を励まし鍛えてきたのは、次のような信念なのです。すなわち、その限られた領域の内部においてはありますが、現実政治の巨匠が与えてくださった数々の鼓舞にのみ従ってきたという信念です。閣下という模範は若い世代にとっても有益なことが実証されるはずだし、また法学においても、いつの日か形式主義的な方法から実質主義的な方法への移行として特徴づけられる転向が生じるはずだ、という確信のもとにこの法学者は生きているのです。⁵⁾」

まわりくどい文章ではあるが、ここにいう「現実政治の巨匠」(großer Meister der Realpolitik)とは、もちろんビスマルクその人を指している。彼の現実主義こそが、ドイツ帝国を創出し牽引してきたのだから。では、法律学の領域で論理的一貫性や抽象的原理の幻影と闘ってきた「法学者」(Jurist)とは誰か。これがイエーリング自身を指すことも明らかだろう。『権利のための闘争』を手みやげにウィーンからゲッティンゲンに凱旋した彼は、法律学における形式主義を厳しく批判して、まさに実質主義的な法律学を構築することを後半生の目標としたからである。

だとすれば、イエーリングは「転向」(Umschwung)なる言い回しにも重要な意味を込めたとみるべきだろう。書簡からの第一の引用では、君主制評価の転向が述べられていた。第二の引用では、法学方法論の転向を論じている。そこに共通するのは、ビスマルクの影響とゲッティンゲンの自由な空気であっ

た。

実は、イエーリングより5年前に、ビスマルクもゲッティンゲンで学生生活を始めている。1832年のことである。『ビスマルク伝』の著者エーリッヒ・アイクは、ビスマルクがゲッティンゲン大学を選んだことにつき、「同大学の明星と仰がれて有名だったフリードリッヒ・クリストフ・ダールマン、ヤーコプ・グリム両教授の存在が、彼の選択の決め手となったわけではない。大学の講堂でビスマルクは、多くの新入生と同じように、彼らとほんの一時的に接触するだけであった」と書いている⁶⁾。だが、わざわざそうに書くということは、それだけダールマンとグリムがゲッティンゲンの看板教授であったということだろう。

ゲッティンゲン大学は、ドイツの名門大学である。とくに法学部は錚々たる教授陣を誇っている。ビスマルクやイエーリングの時代にかぎっても、歴史法学のグスタフ・フーゴーを始めとして、ゲルマン法学のカール・フリードリッヒ・アイヒホルン、刑法学のアントン・パウアー、国法学のハインリッヒ・アルベルト・ツァハリエなどを擁していた⁷⁾。

ゲッティンゲンの七教授事件は、ビスマルクがベルリン大学に移ったあと、イエーリングが入学してまもなくの時期に起きた。追放された七教授とは、ヤーコプとヴィルヘルムのグリム兄弟やダールマンのほかに、ヴィルヘルム・アルブレヒト、ゲオルク・ゲルヴィーヌス、ハインリッヒ・エーヴァルト、ヴィルヘルム・ヴェーバーであった。彼らはアルブレヒトを除いて法学部の教授ではなかったが、当時は小さな大学でもあり、とくに所属を問う意味はないだろう。この事件に象徴されるような自由を尊ぶ気風が盛んであった、ということだけを確認しておけば足りる。

ドイツが統一された翌年、イエーリングはゲッティンゲン大学法学部に教授として戻ってきた。やがて法学部長として、二人の宰相に博士号を授与することになる。イエーリングの法学方法論上の「転向」よりも、次節では二つの博士号についてその経緯を論じておきたい。

Ⅱ 若き司法官試補のために

イエーリングがウィーンからゲッティンゲンに移ったのは、1872年のことであつた。移籍は前年のドイツ帝国の成立と無関係ではないと思えるが、彼自身はドイツ統一について直接に言及してはいない。彼がドイツに戻ることに ついて、周囲の人々は大変に驚いたようである。

彼自身は、「あらゆる点で輝かしいウィーンにおける地位」を捨てて「ゲッティンゲンにおけるまことに変化にとほしい大学教授としての活動」を選んだ理由について、それは後半生をかけて畢生の著述を完成させるためだったと述懐している⁸⁾。実際にそのとおりであつたのだが、ここでの関心はイエーリングが授与した二つの博士号のほうにある。だがその前に触れておきたいことがある。

まず、イエーリングの叙勲についてである。イエーリングはウィーンを去るに際して、オーストリア皇帝よりレオポルト騎士十字章を授けられ、同時に貴族身分に列せられた。以後、彼は「フォン」の称号を名前に付して、ルドルフ・フォン・イエーリングと名乗ることになった⁹⁾。すなわち、彼はオーストリア帝国で貴族になって、ドイツ帝国に帰ってきたのだ。君主制に対する考え方も変わろうというものである。

次にイエーリング教授のゲッティンゲンでの日常生活である。これについては、息子のヘルマンによる父イエーリングの回顧を紹介しておこう。

「ゲッティンゲンでの父の日常生活は、とても規則正しく送られていました。父はいつも7時に起きる習慣でした。冬でもです。そして午前中は学問研究や、11時から1時まででおこなわれる講義の準備に当てました。昼食はスープと一皿の肉料理と様々の付け合わせだけでしたが、1杯か2杯の軽いライン・ワインかモーゼル・ワインを飲みました。食後は、書齋で家の者に囲まれて、新聞や雑誌や通俗の新刊書を読みました。短い昼寝のあと、再び仕事に向かうのですが、この時間にはよく来客がありました。その後は、し

ばしば遠方への散歩となりました。夜にはお茶用の卓に家族が再び集まりませんが、それから父はたいていは再び書き物机に向かいました。¹⁰⁾

なかなか優雅な日常生活である。イエーリングが講義の合間に執筆していた畢生の著述とは、『法における目的』のことであるが、その第1巻は1877年、第2巻は1883年に出版された。

バーレンズは、イエーリングが学生時代の一時期と後半生の20年をゲッティンゲンで過ごしたことをもって、彼を「ゲッティンゲンの法学者」(Göttinger Rechtslehrer)と呼んでいる。彼は「ゲッティンゲン風」と称される学風をここで確立した。それは、「悟性的で経験的・実践的な啓蒙の精神」にほかならない¹¹⁾。イエーリングは、ベルリンの観念論哲学と歴史法学に対して、すなわちヘーゲルとサヴィニーに対して、独自の経験主義的な歴史主義を樹立しつつあったのである。

ゲッティンゲンの法学者のもとにベルリンから一人の青年が訪れたのは、1885年の7月のことである。当時イエーリングは、法学部長の職にあった。

この青年の名前は、ゲオルク・ミヒャエリス (Georg Michaelis, 1857-1936) といった。のちのドイツ帝国宰相である。この若き司法官試補は、当時ベルリンの第二地方裁判所の検事局において無給で研修中の身であったが、ある日同僚から魅力的な相談を受けた。

「判事席の私の隣には、若い地方裁判所判事が座った。彼は私より少しだけ年上であった。のちに帝国司法省の事務次官になったリスクである。審理の最中に、リスクは小声で話しかけてきた。何年か日本に法律教師として行く気のある試補を知らないか、と。私はよく考えもせず、人差し指で自分の胸を指さして言った。『それなら僕が』。リスクは小声で答えた。『そのことはもちろん自分も考えていたところだ』。¹²⁾

リスクの父親は有力な牧師で、ドイツ公使の青木周蔵とはかねてからの知り合いであった。青木は東京の独逸学協会学校でドイツ法学を教える教師を探し

しており、リスコ父子に司法官試補からの斡旋を依頼した。ミヒャエリスはただちに応じたが、とくに日本に関心があったようでもないのに、試補の日常に倦んでいたのと、破格の待遇に心を動かされたことが、即答した理由であったのだろう。

ベルト・ベッカーによれば、ミヒャエリスは1885年の4月19日にベルリンの教会で青木を紹介され、24日に日本公使館で公式な面談があり、翌25日には青木邸に招待された。ミヒャエリスはプロイセンの司法当局に休職を申し出て、これも許可された。こうして話は順調に進み、5月8日には雇用契約が結ばれるまでになった¹³⁾。3年契約で年俸は1万5千マルク、日本では大臣並みの処遇である。

ただし、青木は雇用の前提となる条件を提示した。それは法学博士の学位を取得することであった。27歳の青年に箔を付ける必要を感じたのかもしれない。しかしながら、博士論文を書く時間的余裕はない。ミヒャエリスは、論文を提出しないでも学位を取れる方途を求めて、ゲッティンゲン大学を選んだ。その法学部長こそ、令名高いイエーリングであった。

このときの事情を、ミヒャエリス自身が回顧録『国家と国民のために』の中で記している。少し長いが引用する。

「私がゲッティンゲンを選んだのは、そこではフォン・イエーリング教授が法学部長であり、試験委員長であったからだ。そのうえ、彼が私の特殊な事情について格別に了解してくれることを、前もって確認できたからである。イエーリングには弱みがあった。自分の著作が、できれば様々な言語に翻訳されることを望んでいたのである。しかも日本語訳を手に入れることが、彼にとっての格別の執心事であるようにみえた。したがって彼は私の派遣を、渡りをつけるうえでの有望な可能性として歓迎し、大いなる親切心をもって受け入れてくれた。試験は5名の試験官と一人の若い教員によりおこなわれたが、全体として好意的な質疑に終始した。ただ一人、枢密顧問官フォン・バルだけが、事態を厳しく、つまり私にとって都合の悪いように捉えた。彼は履歴書を読んで、私がプレスラウで彼の国際私法を聴講していたことを

見つけ、この科目をその後も勉強しているか、と尋ねた。私は馬鹿正直にも、いいえ、と答えた。すると彼はかなりきついことを言った。『なるほど、しかし外国へ行こうというのなら、当然私の国際私法を、云々』。だが、老イエーリングがこの状況を収めて言ってくれた。『まあまあ先生、国際私法は船の上でもちゃんと学べますよ』。こうして私は、無事に両法博士となることができた。¹⁴⁾

潮木守一は『ドイツの大学』の中で、「金で手に入れた博士号」と題して、このミヒャエリスの事例を挙げている。これはいかにも言い過ぎであろうが、学位受験料を青木が用立てたことは事実である¹⁵⁾。

また、論文を提出せずに博士号を取得したこと自体も、とくに珍しいことではない。たとえば、ちょうど60年前の1825年に、同じゲッティンゲン大学法学部において、詩人ハインリッヒ・ハイネは、論文抜きで口頭試験のみで法学博士号となっている。ちなみに学位を授与したのは、グスタフ・フーゴーである。フーゴーはこのとき、偉大な詩人は偉大な法律家でもある、との言葉を贈ったという。もちろん皮肉を込めて¹⁶⁾。イエーリングがフーゴーの先例に倣ったかどうかは、残念ながらつまびらかでない。

それよりも、ミヒャエリスの博士号は、イエーリングの日本語訳と取引された疑いがある。イエーリングは自著が日本語に翻訳されることを望んでおり、ミヒャエリスはそのことを知ったうえでゲッティンゲンに行ったのだからである。すなわち、イエーリングは、ミヒャエリスに日本での翻訳の斡旋を期待したからこそ、格別の便宜を図って学位を授与したのである。そしてミヒャエリスもイエーリングのこの「弱み」を突くことによって、国際私法の不勉強にもかかわらず、「無事に」学位を得たのである。老イエーリングは若き司法官試験に寛容であった。だがそれは、必ずしも教育的配慮に由来するものではなかった。

さらに推測するならば、ゲッティンゲン大学というよりイエーリング教授の選択は、ミヒャエリス本人の発意ではなく、むしろ青木周蔵の薦めによるものであった可能性がある。青木はドイツ公使として、ヘルマン・ロesslerを明

治政府のもとに送り出した実績もあり、ドイツの法学界の事情にも通じていたからである。青木が大法学者イエーリングの名前を知らなかったはずはないし、そればかりか、彼の例の「弱み」さえ知っていたとしても不思議ではない。だとすれば、青木がミヒャエリスのために面倒をみたのは、単に博士試験の受験料だけではなかったことになる。

ミヒャエリスがイエーリングから学位を貰ったのは、1885年7月2日のことである。晴れて「法学博士（両法博士）」(Dr. jur., Doktor beider Rechte)となった青年ミヒャエリスは、8月16日にベルリンを発ち、同年の10月12日に横浜に到着した。明治18年のことであった。以後4年間にわたって、東京の独逸学協会学校で教鞭を執ることになる。

日本到着後の10月29日付で、独逸学協会学校々々の西周より東京府知事渡邊洪基にあてて、ミヒャエリスの雇入届が出されている。訪日以前の彼の経歴が要領よくまとめられている。

「法学・行政学・経済学教師

独逸人

ドクトル・ゲラルヒ・ミハエリス27年2ヶ月

牛込区市ヶ谷左内坂町21番地

- 1866年ヨリ同76年迄
- ヲーデル河畔フランクフルト府王国フリードリッヒ中学校ニ於テ修業ス
- 1876年ヨリ同79年迄
- 法律及ビ政治学（経済学）ヲ（ライプチヒ）（ウイルトツブルヒ）（ブレスラウ）及ビ（ベルリン）府大学校ニ於テ修業シ、后（ゲッチンゲン）府（ゲオルヒ、アウグスト）大学校ヨリ法学博士ノ学位ヲ領取ス
- 1879年6月3日
- 王国高等法院試補官ニ任ゼラル
- 1881年10月18日
- 親衛右翼歩兵聯隊後尾軍中尉ニ任ゼラル
- 1884年10月20日

- 一 伯林府第二王国地方裁判所検事局候補官ニ任ゼラル
明治18年10月12日
- 一 独逸学協会学校教員委嘱¹⁷⁾」

独逸学協会学校の経営母体は、1881（明治14）年に設立された独逸学協会である。ドイツの法学や医学を明治日本に導入するべく、品川弥二郎を委員長として組織された。実はミヒャエリスを送り出した青木周蔵も、協会の中心的会員であった。独逸学協会学校は、1883（明治16）年に開設された。初代の校長は、哲学者の西周、二代目校長は軍人政治家の桂太郎、三代目校長は国家学者の加藤弘之であった。

この学校はまもなく、ドイツ法学を中心に講じる法律学校となった。ミヒャエリスが法律学教師として迎えられたのは、ちょうどこの時期、西校長から桂校長の時代である¹⁸⁾。

ところで、法学博士号と引き換えに約束されたはずの、イエーリングの日本語訳はどうなったか。このことについては、のちに記す。その前に、イエーリングが同じ年に授与したもう一つの博士号についても論じておきたい。相手は司法官試補のミヒャエリスよりはるかに大物の、ドイツ帝国宰相ビスマルクであった。

Ⅲ 現実政治の巨匠のために

すでにみたように、イエーリングは官吏への途を閉ざされて学者の途を志し、1838年の夏学期にゲッティンゲンからベルリンに移った。ベルリン大学ではサヴィニーやプフタなどの歴史法学が盛んであり、イエーリングもサヴィニーの講義を聴いている。イエーリングはホーマイヤーのもとで学位を取得し、そこから長い学者生活が始まった。

もちろん偶然の符合ではあるが、のちの帝国宰相オットー・フォン・ビスマルク (Otto von Bismarck, 1815-98) もまた、ゲッティンゲンからベルリンへと転学している。若きビスマルクは、1832年の夏学期にゲッティンゲン大学法学

部に入学したが、翌年の冬学期にはベルリン大学に移った。ただし、転学の原因は25回にもおよぶ決闘事件であり、イエーリングとは異なって、学生運動のゆえではない。ゲッティンゲンの七教授事件が起こる4年前のことである。

ビスマルクが転学した当時のベルリン大学に関して、『ビスマルク伝』には次のような記述がある。

「ヘーゲル教授のきわ立って優れた頭脳が、2年前に消え去ったのは事実だが、最大の法学者サヴィニーがなお教壇に立っていた。サヴィニーの学風を好まない学生は、同教授と対立する学派のエドゥアルト・ガンズ教授の、生彩に富む法学および史学の講義を受けることもできた。ビスマルクは特にどちらの教授を選んだ訳でなく、本人の白状によれば、サヴィニーの講義をたった2度聴いただけだという。¹⁹⁾」

ヘーゲル亡きあとのベルリン大学では、サヴィニーとガンズがことごとに対立していた。ガンズはヘーゲルの弟子であるから、それはサヴィニーの歴史的法学とヘーゲルの哲学的法学の対立とみることもできる。しかしながら、サヴィニーの弟子のグリム兄弟がゲッティンゲンを追放されたときにベルリンで兄弟を支援したのは、サヴィニーではなくガンズのほうであったように、彼らの関係はそう単純ではない。プロイセンの皇太子は、ベルリン大学におけるサヴィニーとガンズの不仲を評して、「白鳥と鷺鳥は同じ池では泳げない」との名言を残している。白鳥(Schwan)とは貴族育ちのサヴィニー、鷺鳥(Gans)とは何かと口うるさいガンズのことである。さらに余計なことを記せば、ベルリンでサヴィニーの講義を聴き、ゲッティンゲンで学位を得たハイネは、ガンズの親友であり同じユダヤ人仲間であった²⁰⁾。

それはともかく、ビスマルクはベルリンでも真面目な学生ではなかったようで、こうした学界事情とはほとんど無縁であった。とはいえ決闘ばかりしているわけにもいかず、彼は政治家への入口として司法官試験を受け、1835年には司法官試補となった。最初の研修先はベルリンの地方裁判所であった。ところが、ビスマルクは司法官試補や行政官試補の窮屈な生活に耐えきれず、長期欠

勤をしたり兵役に就いたりしたあと、官職を辞して領地の農場に帰ってしまふ。やがてユンカー政治家として政界に登場することになるだろう。

ちょうどミヒャエリスが司法官試補に飽きて日本に向かったように、ビスマルクもやはり司法官試補から農場経営者に転身してしまった。もとより時間的順序からいえば、ビスマルクから半世紀遅れてミヒャエリスが続いたのではあるけれど。ところで、ビスマルクが転身を考えていたとき相談相手になった良き友人がいる。のちにドイツ連邦議会のプロイセン公使となった彼の名前は、少々ややこしいのだがカール・フリードリッヒ・フォン・サヴィニーといい、かつてビスマルクが2度しか講義を聴かなかったフリードリッヒ・カール・フォン・サヴィニーの長男である²¹⁾。

その後、三月革命が起き、普墺戦争および普仏戦争を経て、1871年にはドイツ帝国が成立し、プロイセン首相となっていたビスマルクはついに帝国宰相にまで昇りつめた。

さらに時代は降り、1885年のことである。宰相ビスマルク侯爵は4月1日に70歳の誕生日を迎えた。皇帝ヴィルヘルム一世は、ビスマルクに対して、宮廷画家アントン・フォン・ヴェルナーの手になる絵画を贈った。「1871年1月18日のドイツ帝国創立ならびに皇帝即位式」と題する有名な油絵である。普仏戦争での勝利を受けて、あえてヴェルサイユ宮殿の鏡の間でおこなわれた例の即位式の場面だ。左側の壇上にはヴィルヘルム一世が立ち、数段下がった広間の中央には白い軍服姿のビスマルクがおり、その右隣りにはモルトケ参謀総長が描かれている。政治と軍事に挟まれて、明らかにビスマルクの存在を浮き立たせた構図である。この絵に端的に象徴されるように、帝国の創立から70歳の誕生日までがビスマルクの人生にとってのまさに絶頂期であった。

そのちょうど一月後に、ゲッティンゲンのイエーリングは次のような手紙を書いている。

「ここ何か月かというもの、イエーリング家には良いことはありませんでした。唯一光が射したのは、ビスマルクとの出会いによってです。彼に一度会って話を聞くことが、私の一生の願いでした。この願いが満たされたどこ

ろか、それ以上の成果があったのです。私たちの学部は、かつてここで学んだビスマルクに、70歳の誕生日に際して名誉法学博士号を授与することに決めたのですが、私は、現職の学部長として、学位記を彼に直接手渡すことに決めました。そのうえ、それを4月1日におこなって祝賀客や代表団の群れに埋没しないためにも、これに先立つしかるべき日におこないたいという願いも叶えられました。有力な斡旋のおかげで、この願いは、私の図々しい希望以上の仕方であつたことになりました。私は彼の一族が集まる昼食への招待を受けたのですが（『上着着用のこと』と招待状には記してありました）、そこで3時間ほど彼やその家族とご一緒するという幸福を得たのです。——私の全生涯のなかで最高に貴重な時間でした！²²⁾」

イエーリングは、君主制というより、実は「現実政治の巨匠」ビスマルクに対する熱烈な崇拜者であった。70歳の誕生日の記念に「名誉法学博士」号（Dr. jur. honoris causa）を贈るとの着想は、ゲッティンゲン大学法学部というよりも、法学部長としてのイエーリング自身の発案であつたにちがいない。彼は学位記の授与を口実に、ビスマルクとの個人的な親交を期待したのである。誰がそのために奔走したのかはわからないが、イエーリングの希望は最高のかたちで叶えられた。皇帝主宰の公式な誕生祝賀会に先立って、彼はビスマルク邸での私的な祝いに招待された。手紙のあとのほうを読むと、イエーリングはビスマルクを指して「人格化された歴史」「世界に別の形を与えた人物」と記したり、その瞳を「清く藍色の湖」と呼ぶなど、それはもう手放しの絶賛ぶりである。

さて念願かなって、ビスマルク邸での食事のあと、一服しながらの雑談も終わり、いよいよ学位記の授与がおこなわれた。「彼に学位記を手渡すべく読み上げたとき、彼は冗談めかしていましたが、お別れに際して次の言葉で私を辞去させたのです。すなわち、これからは貴方を同僚と呼べますね！」²³⁾」ビスマルクと博士仲間になったイエーリングにとって、それはまさに人生最良の日であった。

4月1日には、皇帝主宰のもと誕生祝賀会が開かれた。招待された多くの賓

客の中には、ベルリン駐在日本公使の青木周蔵もいた。だとすれば、時期からいって、その場で青木の口から法律学教師の斡旋の件が出た可能性がある。なにしろ、青木は独逸学協会の有力な後援者であり、数年前にロesslerを日本に派遣した実績もあるのだから、こうした話題になることはしごく当然なのである。

以下はそのとき二人のあいだに交わされたであろう、架空の対話である。

青木：閣下、わが日本帝国を代表してお誕生日のお祝いを申し上げます。伊藤総理からもよろしくとのことですよ。

ビスマルク：ありがとうございます。伊藤閣下に、その節はご苦勞さまでしたとお伝えください²⁴⁾。

青：承知しました。ところで、このたびは名誉博士号を授与されたとのこと、重ねておめでとうございませう。

ビ：イエーリング教授が、わざわざゲッティンゲンから学位記を持ってきましたよ。

青：あのイエーリング先生がですか？ 先生の本はわが国でもよく読まれております。

ビ：イエーリング教授は、自分の本を貴官のお国の言葉に翻訳してほしいようですよ。

青：そのようですね。それについては本官にもいささか心当たりがあります。ところで、本国の私の関係している学校でドイツ法の先生を求めているのですが、閣下にどなたかご推薦願えますでしょうか？

ビ：ロessler博士の例もありますのでね²⁵⁾。学者はやめたほうがいい。裁判所には、若い試補がごろごろしていますよ。

青：試補でもいいですが、学位はぜひとも欲しいところですね。

青木とビスマルクのあいだにこのような会話が交わされたとすれば、そもそもミヒャエリスの派遣はビスマルクに示唆されたものだったといえる。それも、ビスマルクの名誉博士号取得との関係で、イエーリングのことが話題に

なったなかでの示唆だった可能性がある。これもまた架空の話ではあるが、イエーリングがビスマルクに会って自著の日本語訳の件を話したとすれば、ビスマルクはさっそくこれを青木に伝えたであろう。はたして一国の宰相が翻訳の仲介などするだろうかとの疑問も残るけれども、何しろビスマルクは日を置かず、イエーリングと青木に会っているのである。ビスマルクが意図しないまでも、なにげない会話から、青木が試補の派遣を思いついたということは充分にありうるだろう。

もちろん、ビスマルクが直接にミヒャエリスを推薦したというのではない。だがビスマルクの言葉に示唆を受けて、青木はかねて知り合いのリスコ牧師に相談したのではないか。なぜなら、牧師の息子が地方裁判所の判事であることを知っていたので、彼をつうじて日本行きを承諾しそうな司法官試補を探すことを容易に思いついたはずだからである。こうしてミヒャエリスに白羽の矢が立ったというわけだが、案の定、彼は学位を持っていなかった。青木はそれをも見越して、ミヒャエリスにイエーリングのところへ行けと指示したのではなかったろうか。イエーリング教授なら、日本語訳をちらつかせればすぐに学位をくれるよ、と。

イエーリングからすれば、二つの学位の効果はてきめんであった。すなわち、ビスマルクに名誉法学博士号を手渡したことによって、ドイツ帝国宰相と個人的知己になることができた。さらに、日本公使が送ってきた司法官試補に法学博士号を授与することによって、日本語訳の実現はほぼ確実なものになった。これは必ずしも偶然の結果とはいえない。第一の学位は、明らかにビスマルクに会うための口実であった。そうである以上、第二の学位が自著の日本語訳を得るためであったとしても、なんの不思議もないではないか。なにしろ二つとも、論文抜き学位である。見返りを期待しても当然というものであろう。

1885年4月1日の70歳の誕生日に、ビスマルク宰相は皇帝からドイツ帝国創立の油絵を贈呈された。青木公使は日本に派遣する法律学教師の手がかりを得た。司法官試補ミヒャエリスには、近いうちに日本行きの打診があるだろう。だが最も利益を得たのは、大法学者イエーリングである。彼は憧れのビスマル

クに会うことができたし、これがきっかけとなって日本語訳の目処がつき、ヨーロッパのみならず東洋にまでも、その命名を轟かせることに成功したからである。

Ⅳ 「ギョッチンゲンのイェーリング」

ミヒャエリスの乗った汽船が横浜港に到着したのは、1885（明治18）年10月13日のことであった。その日は横浜の外国人用ホテルに1泊し、翌日、迎えに来た益森英亮と生田堯則とともに、汽車で東京に向かった。益森は独逸学協会学校の事務長であり、生田は協会学校のドイツ語教師であった。東京駅からは人力車に乗って、牛込区左内坂の宿舎に到着した。宿舎でくつろいでいると、協会学校幹事の山脇玄が挨拶に訪れた²⁶⁾。こうして、独逸学協会学校教師としての新たな生活が始まった。

10月27日には、独逸学協会学校関係者によってミヒャエリスの歓迎会が開かれた。このときの様子を、彼は11月3日、つまり天長節の日付で母親あての手紙に書いている。

「1週間前の今日、儀式ばった会合がありました。上野公園にあるまことに壮麗な精養軒（Zioken-Hotel）は、海とともに街の大部分を眺望できる場所なのですが、そこで夜6時に晩餐会が開かれたのです。これには学校の役員たちと、ドイツ人の教師たちと、宣教師のシュピンナーが招待されました。シュピンナーも学校で何時間か授業をもっています。そこには年配の法学者で枢密院顧問官の西周がいました。彼は外国に行った最初の人物です。彼は1857年に喜望峰を回ってイギリスとオランダに行き、そこで勉強しました。またともに内閣顧問官の山脇、平田、和田と、桂将軍もいました。彼らはみな何年かドイツに滞在していたことがあり、そろって上手にドイツ語を話します。全部で12名が集まりました。シャンペン付きの、すばらしいヨーロッパ式晩餐会でした。僕たちは思わず話し込んでしまい、10時まで一緒にいました²⁷⁾。」

西周をはじめ、山脇玄、平田東助、和田維四郎、桂太郎はいずれも明治政府の高級官僚であると同時に、独逸学協会の幹部会員であり、協会学校の運営にも参画していた。ミヒャエリスはそれと記していないが、とくに西周は独逸学協会学校の前校長であったし、桂太郎は現校長であった。ミヒャエリスが「儀式ばった」と書いているのは、彼ら上司たちに囲まれてさすがに緊張したゆえかもしれない。しかし他にドイツ人の同僚もいたし、日本人たちもドイツ語が話せたから、やがて和やかな談論になったのだろう。

西周を除いて彼らはいずれもドイツ滞在の経験があったから、当然ながら話題はドイツの近況におよんだにちがいない。青木周蔵公使や宰相ビスマルクについてはもとより、例の博士号問題と絡んでイエーリングのことが話題に上った可能性もある。なにしろ、山脇はハイデルベルクで国家学のブルンチュリから学位を得たのだし、平田もベルリンにおいて国法学のグナイストのもとで学んだ法制官僚であったのだから、イエーリングの噂話になっても不思議ではないのである。

とはいえ、ミヒャエリスがこの晩餐会でさっそくイエーリングとの約束を持ち出した確証は見出せない。イエーリングに頼まれたので誰か日本語による翻訳者を紹介してほしいなどは、他にドイツ人の同僚がいることでもあり、かえって言い出しにくかったのではないだろうか。ミヒャエリスは法学博士ではあっても、法学者ではない。それほど簡単に翻訳者は見つかるのだろうか。

ところが、事態は急進展する。なんと、晩餐会で会った「年配の法学者」、しかも勤務先の前校長の西周その人が、イエーリングを翻訳したことがあるというのである。これから翻訳を始めるというのではない。すでに翻訳した原稿も持っているというのである。しかもそれは『権利のための闘争』の翻訳であり、もちろん初めての日本語訳であった。

西周の日記によれば、『権利のための闘争』の翻訳は、1882(明治15)年7月25日に始まって、10月14日に中断している。「権利論ヲ訳ス」「終日イーリングニ従事ス」などとあるので進捗状況を追うことも可能である²⁸⁾。さらに、森林太郎、のちの鷗外の『西周伝』にも、「[15年] 8月7日より10日に至る、権利争闘論を訳す」とある²⁹⁾。森鷗外は西周の遠縁にあたり、その縁で伝記を執筆

したのである。

さてミヒャエリスは、翻訳原稿がすでに西周の手元に存在することを、西本人の口からか、他の誰かを介して知った。つぎはその公刊の手はずをつければいい。ミヒャエリスはそれをただちに活字にするべく要請したのであろう。だが西周には原稿を出し渋っている気配がある。3年以上も前の翻訳でもあり、以後中断したままであるので、さらに手を入れて完成させてからと考えたのであろうか。それとも権利論の翻訳を中断したことに、なにか思想的または政治的な理由があったのだろうか。あるいは、単に原稿の所在が不明であったにすぎないのだろうか。詳しいことはわからない。

再び西周日記によれば、1886(明治19)年の2月17日の項に、「今日益森来リ、イエリック氏ノ訳書ヲ促ス」とあり、翌日の「匱令氏訳書を探し出シ、益森ニ状ヲ認置ク」とつづく³⁰⁾。一見すると、頼まれてすぐ次の日に原稿を渡したようではあるが、「促ス」という書き方は、それ以前に再三の要請があったことを示唆してはいないだろうか。なお、日記中の「匱令」とはイエーリングの漢字表記であり、「益森」とはイエーリングを横浜に出迎えた協会学校事務長の益森英亮のことである。

こうして、西周の訳稿は「甘寝斎主人訳 学士匱令氏権利争闘論」と題して『独逸学協会雑誌』誌上で公刊された。第30号から第33号までの連載である³¹⁾。同誌は独逸学協会の機関誌であり、毎月15日に刊行された。第30号は、1886(明治19)年の3月15日の発行であった。訳者の「甘寝斎」とは、訓読みをしてみればわかるが、西周の雅号である。

西周による原稿は原書のおよそ6割まで訳出したところで中断しており、『独逸学協会雑誌』の連載も同じ所で唐突に休載となった。したがって完訳ではないのだが、これはまぎれもなく『権利のための闘争』の最初の日本語訳であった。西自身はこれを公表するつもりはなかったのかもしれないが、ミヒャエリスの来日がきっかけとなって、訳稿が陽の目を見ることになったのはまちがいない。ミヒャエリスはイエーリングとの約束を反古にすることなく、博士号にまつわる債務をきっちり返済したのである。

原著『権利のための闘争』はドイツ本国でその後も版を重ねたが、イエーリ

ングは亡くなる前年の1891年に第10版への序文を書いて、そこで外国語による翻訳の一覧を掲げている。それはハンガリー語訳からフランス語訳にいたる21種類におよぶもので、その20番目に、'In Jahre 1886:eine japanische von Nischi,Tokio.'とある³²⁾。これこそ「甘寝斎主人訳 学士匱令氏権利争闘論」にほかならない。ミヒャエリスがゲッティンゲンのイエーリングに現物を送付したか否かは不明だが、翻訳刊行の事実は伝えたにちがいない³³⁾。この日本語訳は最初の非ヨーロッパ語への翻訳であったのだから、イエーリングにとっても、ミヒャエリスの提出されなかった学位論文以上に価値あるものと映ったのではないだろうか。

ミヒャエリスはイエーリングの忠実な弟子であった。彼はイエーリングのために日本語訳の公刊を斡旋しただけでなく、独逸学協会学校においては、師の『日常生活の法律学』を演習教材として用いた。このことによって、まさに同時代のイエーリング法学を日本の学生たちに伝授したのである。おそらくは日本で最初のドイツ式演習が、イエーリングを教材にして独逸学協会学校でおこなわれた。以下のミヒャエリスによる回顧は、言葉の壁にもかかわらず、ドイツ人教師と日本人学生とが法と正義の普遍性を確認し合うという、感動的な文章となっている。

「私は選ぶべき体系について、まったく意識せず内的な明確さをもつこともないままに、正しい方法を見出したのだと思う。すなわち、法と権利に関する学問的な観念にとつての、とりわけ法的生活の領域における比較という精神労働にとつての理解力を学生たちに与えるための、正しい方法である。私たちはたとえばイエーリングの『日常生活の法律学』を用いて、日本の学生たちの日常生活を論じ合った。いかにして対立する関係が生じ、またいかにして日常生活から法的な関係(家主、年金受給者、本屋、鉄道馬車の車掌、劇場の会計係、鉄道の経営者との関連で)が生じるのかを論じあった。ドイツと日本で同一の法ないし正義の思考が生活を支配しているのを知って、学生たちは喜びかつ驚いた。その際、格別の知的喜びとなったのは、我々の法の主要な源泉であるローマ法が、日本人にとつても、法的で明敏で

論理的な思考へと教育するためのまったく驚異的な手段になりうることを確認したことであった。ローマ法といえば、私はその国際法的な精神を日本に来て初めて、正しく認識し感嘆しつつ学んだのではあるのだが³⁴⁾。」

ところで、ゲッティンゲンのイエーリングであるが、彼自身の日常生活はどうであったか。

イエーリングが法学博士号を授けた二人のうち、ミヒャエリスは相応の見返りを与えてくれたが、もう一人のビスマルクはどうであったろう。なにしろ先方はドイツ帝国の最高権力者であり、当方はいかに大法学者とはいえ一介の大学教授にすぎないのだから、その後の交流については期待するほうが愚かというものであろう。

しかし、さすがは大政治家である。ビスマルクはみずからの70歳の誕生日に学位を贈呈されたことを忘れず、今度はイエーリングの70歳の誕生日に祝いの書簡を送った。1888年8月22日のことである。

「敬愛する同僚へ

70歳のお誕生日に向けた、私からの心よりの祝詞をお受け取りください。この日、貴方は作家、教師、愛国者として豊かな業績を挙げられた長い生涯につき、誇りをもって回顧されることでありましょう。ゲオルギア・アウグスタから私に授与された称号のおかげで、貴方と一緒に再び大学の一員になれたことは、私にとって格別に満足するところであります。そこは私が55年前に学生として旅立った所だからです。

v・ビスマルク³⁵⁾」

もはや解説は不要だろうが、「ゲオルギア・アウグスタ」とはゲッティンゲン大学の正式な名称であり、すなわち、ビスマルクとイエーリングに共通の母校である。3年前のビスマルク邸での学位授与のとき、彼は「これからは貴方を同僚(Kollege)と呼べますね」と言ってイエーリングを喜ばせたが、この書簡でも「敬愛する同僚(Herr Kollege)へ」と呼びかけている。イエーリングが

有頂天になって、さっそく礼状を認めたことはいうまでもない。実をいえば、それが冒頭に掲げた手紙である。

イェーリングが1885年に授与した二つの学位は、こうして無駄にはならなかった。二人のドイツ帝国宰相と、『権利のための闘争』の日本語訳とを結びつけるという、思想史的にもまことに興味深い偶然をもたらしたからである。

* * * * *

さて、『西周伝』を書いて『権利のための闘争』翻訳の事実を記録した森鷗外は、陸軍派遣の医学研修生として、1884（明治17）年の10月からベルリンに滞在している。青木周蔵公使との逸話などにつき、ここでは詳細は割愛するが³⁶⁾、青木には、かつて多くの医学留学生を法学に転向させ、それが独逸学協会が発足につながった、という実績がある。

最後に鷗外の『独逸日記』にも言及しておこう。1887（明治20）年11月12日の項であるが、次のように記されている。

「夜宴を大和会堂に張りて斯波淳六郎の英吉利に之くを送る。席間檜山と法学の事を話す。檜山大にギョッチンゲンGöttingenのイヘリングIheringを賛揚す。かつ曰く。君がナウマンを駁する文をイヘリングに示し、に、その偏ならざるを賞したり。宮崎律城もまたこの人を敬すること他師に過ぐ。君何ぞその二三の著を読まざると。余喜びて諾す³⁷⁾。」

森鷗外がこのあとで実際にイェーリングの著書を読んだのか、また遠縁の西周が『権利のための闘争』の訳書を公刊したことを知っていたのか、それはわからない。たしかなのは、「ギョッチンゲンのイヘリング」が若き鷗外を称賛したこと、そして鷗外が法学には転向しなかったことくらいである。いずれ詳しく検証してみるつもりである。

注

- 1) Helene Ehrenberg (hrsg.), Rudolf von Jhering in Briefen an seine Freunde, Leipzig, 1913, S. 442. 笹倉秀夫『近代ドイツの国家と法学』東京大学出版会、1979

年、95頁以下参照。

2) ゲッティンゲンの七教授事件につき、堅田『法の詩学——グリムの世界——』新曜社、1985年、232頁以下参照。

3) Okko Behrends, Rudolf von Jhering (1818-1892), Der Durchbruch zum Zweck des Rechts, in: Rechtswissenschaft in Göttingen, Göttinger Juristen aus 250 Jahren, hrsg. v. Fritz Loos, Göttingen, 1987, S. 245.

イエーリングが官吏試験を受けられなかった理由について、娘のヘレーネ・エーレンベルクは、イエーリングの兄がすでに東フリースラントで受験資格を与えられていた点を挙げている(官吏は一家に一人という規程があったらしい)。またイエーリング本人は、ハノーファー王国では貴族身分か官吏一族の子弟しか受験できなかったことを挙げる(イエーリングの貴族としての称号は、ウィーンを去るに際してオーストリア皇帝から贈られたものであり、彼はもともとは貴族身分ではなかった)。しかしながら、2つの理由ともいかに不自然である。それが本当だとしたら、イエーリングはそもそも官途に就こうなどとは思わなかったはずだからである。vgl., Ehrenberg, a. a. O., S. 214, Anm. 1, S. 215.

4) ebd., S. 214f. vgl., Behrends, a. a. O., S. 245, Anm. 45.

5) ebd., S. 444. 笹倉、前掲書、100頁。平田公夫「ビスマルク・レジーム下の法思想——後期イエーリングについて——」(2)、『岡山大学法学会雑誌』27巻3・4号、1978年、57頁参照。

6) エーリッヒ・アイク『ビスマルク伝』第1巻、救仁郷繁訳、ペリかん社、1993年、29頁。Erich Eyck, Bismarck, Leben und Werk, Bd. 1, Erlenbach/ Zürich, 1941, S. 20.

7) ゲッティンゲン大学法学部の主要な教授の評伝として、vgl., Loos (hrsg.), a. a. O.

8) 山口勉彦「イエーリング・クロノロジー——1818年～1997年——」、同『イエーリングの法理論』信山社、2001年、83頁(附録3)。

9) 同上、84頁参照。

10) Hermann von Jhering, Erinnerung an Rudolf von Jhering, in: Ehrenberg, a. a. O., S. 453. ヘルマン・フォン・イエーリング「ルドルフ・フォン・イエーリングの思い出」、山口勉彦訳、同編訳『大法学者イエーリングの学問と生活』信山社、1997

年所収、71頁以下参照。

- 11) Behrends, a. a. O., S. 234.
- 12) Georg Michaelis, Für Staat und Volk, Eine Lebensgeschichte, Berlin, 1922, S. 52. vgl., Thomas Ellwein, Die deutsche Universität, Vom Mittelalter bis zur Gegenwart, 2. Aufl., Frankfurt am Main, 1992, S. 223. 潮木守一『ドイツの大学——文化史的考察——』講談社学術文庫, 1992年、202頁参照。
- 13) ミヒャエリスの雇用契約につき、Paul-Christian Schenck, Der deutsche Anteil an der Gestaltung des modernen japanischen Rechts- und Verfassungswesens, Deutsche Rechtsberater im Japan der Meiji-Zeit, Stuttgart, 1997, S. 242f, Anm.13. ただし、契約の日付を3月8日としているのは、5月8日の誤りであろう。vgl., Bert Becker (hrsg.), Georg Michaelis, Ein preußischer Jurist im Japan der Meiji-Zeit, Briefe, Tagebuchnotizen, Dokumente 1885-1889, München, 2001, S. 25f. ベルト・ベッカー編『ゲオルク・ミヒャエリス——ドイツ帝国宰相と獨逸学協会学校——』酒井府他訳、獨協大学外国語学部ドイツ語学科、2003年(非売品)、22頁以下参照。
- 14) Michaelis, a. a. O., S. 53. vgl., Ellwein, a. a. O., S. 223f.; Kazuhiro Takii, Das Japan-Bild der deutschen Juristen während der Meiji-Zeit, in: Zinbun, No.34(1), 1999, S. 119f. 潮木、前掲書、203頁以下参照。
- 15) 潮木、前掲書、202頁以下。
- 16) 「法学博士ハイネ」につき、堅田『歴史法学研究——歴史と法と言語のトリアーデ——』日本評論社、1992年、178頁以下参照。
- 17) 『独協百年』第5号、独協学園百年史編纂委員会、1981年、131頁。潮木、前掲書、199頁参照。
- 18) 堅田「独逸学協会学校専修科——ドイツ法律学校の10年——」、同『独逸学協会と明治法制』木鐸社、1999年、119頁以下参照。
- 19) アイク、前掲書、第1巻、32頁。Eyck, a. a. O., Bd. 1, S. 23.
- 20) ガンスとサヴィニーの関係につき、堅田『歴史法学研究』151頁以下。ハイネとサヴィニーの関係につき、同書、177頁以下参照。
- 21) アイク、前掲書、第1巻、37頁。Eyck, a. a. O., Bd. 1, S. 28.

- 22) Ehrenberg, a. a. O., S. 384f.
- 23) ebd., S. 385.
- 24) 初代総理伊藤博文は、1882(明治15)年に、憲法取調のためにヨーロッパ各国を訪れ、ドイツでは皇帝とビスマルクに謁見した。ミヒャエリスは、伊藤が「日本のビスマルク」と呼ばれていたことを伝えている。Michaelis, a. a. O., S. 101.
- 25) ヘルマン・ロesslerは、ビスマルクの文化闘争や社会主義者鎮圧法に反対し、わざわざカトリックに改宗したうえで日本政府に雇用された。ビスマルクからすれば、反政府主義者のロesslerを青木が送り出したことには、不満が残ったはずである。お雇いドイツ人ロesslerにつき、堅田『独逸学協会と明治法制』49頁以下、83頁以下参照。
- 26) Becker, a. a. O., 85ff. 中井晶夫『ドイツ人とスイス人の戦争と平和——ミヒャエリスとニッポルト——』南窓社、1995年、115頁以下参照。
- 27) Becker, a. a. O., S. 107f. 中井、前掲書、123頁参照(中井は「10月28日」としているが誤りであろう)。この日の晩餐会については、西周とシュペンナーもそれぞれの日記に記している。大久保利謙編『西周全集』第3巻、宗高書房、1966年、528頁(ただし、参会者のレーマンを「ハーマン」、ミヒャエリスを「ミハット」と誤記したうえで、後者については「マイエツトカ」という編者の注記が添えられている)。H・E・ハーマー編『明治キリスト教の一断面——宣教師シュペンナーの「滞日日記」——』岩波哲男・岡本不二夫訳、教文館、1998年、66頁。
- 28) 『西周全集』第3巻、427頁以下。翻訳および公刊の経緯につき、堅田『独逸学協会と明治法制』153頁以下。なお、山口『イエーリングの法理論』425頁以下参照。
- 29) 森林太郎「西周伝」、『鷗外全集』第3巻、岩波書店、1972年、113頁。
- 30) 『西周全集』第3巻、542頁以下(本書には「匿會」とあるが「匿令」の誤り)。
- 31) 「甘寝齋主人訳 学士匿令氏権利争闘論」『独逸学協会雑誌』第30号、1886年、1~37頁。同第31号、1~31頁。第32号、1~31頁。第33号、1~25頁。
- 32) Rudolf von Jhering, Der Kampf um's Recht, 11. Aufl., hrsg. v. V. Ehrenberg, Tokyo (南江堂書店), 1898, S. Vff. (Vorrede). 第11版の序文につき、イエーリング『権利のための闘争』日沖憲郎訳、岩波文庫、1931年、11頁以下参照。日沖は同訳書中の「改訳版序」4頁において、西周の訳稿につき、「この稿本は今日まで未だ上木

の機会を見なかつたのであつて、近く刊行を予定されてゐる『西周全集』中に始めて印刷に附せられる筈である」としている。当時は『独逸学協会雑誌』の存在に気づかなかつたということであろう。それは『西周全集』を編集した大久保利謙においても同様であつた。

- 33) 西周訳『権利のための闘争』の公刊と同じ1886(明治19)年に、磯部四郎訳『法理原論』が出版された。これはイエーリングの『ローマ法の精神』のフランス語訳本からの重訳である。磯部は訳書をイエーリングに送り、イエーリングから1887年3月6日付で丁寧な礼状が寄せられた。そこには「是ヨリ先キ貴国ニ滞在セル一独逸人ハ既ニ余ニ此書ヲ寄送セリ」とあつた。ル・ウラン・イエーリング原著、オ・ド・ムーランエール仏訳『法理原論』磯部四郎重訳、復刻版、上巻、信山社、2000年所収。山口『イエーリングの法理論』402頁以下参照。山口はとくに指摘していないが、「貴国ニ滞在セル一独逸人」とはおそらくミヒャエリスのことである。ミヒャエリスは、『学士匭令氏権利争闘論』と『法理原論』とを同時にイエーリングに送付したのかもしれない。結果としてではあるが、イエーリングはさしたる苦勞もなしに、代表的著作の日本語訳を同時期に2種類手に入れることに成功した。
- 34) Michaelis, a. a. O., S. 128. ゼミナル式授業につき、ebd., S. 129. Becker, a. a. O., S. 9. 訳、5頁以下。なお、戒能通孝『法律パズル——日常生活の法律問答——』日本評論社、1962年は、イエーリングの翻案ではあるが、きわめて上質の演習用教科書である。
- 35) Ehrenberg. a. a. O., S. 445. vgl., S. 449.
- 36) 水沢周『青木周蔵——日本をプロシヤにしたかった男——』中、中公文庫、1997年、401頁以下、441頁以下参照。青木自身も、ドイツ留学中に医学から政治学に転向した。
- 37) 森鷗外「独逸日記」、『全集』第13巻、ちくま文庫、1996年、199頁以下。文中の「斯波淳六郎」はのちの内務省宗務局長。「檜山」は法学士。「宮崎律城」(道三郎)も法学士で東京大学助教授であり、森鷗外と一緒に船でドイツに留学した。この点につき、小堀桂一郎『若き日の森鷗外』東京大学出版会、1969年、123頁、19頁参照。日本の民俗をめぐる地質学者エドムント・ナウマンと森鷗外との論争については、同書、185頁以下参照。